

！ 狂犬病の予防注射を必ず接種しましょう

犬の登録・鑑札は生涯1回
狂犬病注射は毎年1回だよ！

違反すると
20万円以下の
罰金



狂犬病は人にも感染する病気です！
狂犬病の予防注射は飼い主の義務です。

「令和2年度狂犬病予防集合注射」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全日程を中止といたしましたが、必ず個別に動物病院等で予防注射を受けていただきますようお願いいたします。

【接種期限】原則として6月30日まで(狂犬病予防法施行規則)

※市外で予防注射を受けた場合は、市環境政策課に証明書を持参し注射済票の交付を受けるようお願いします。

牛久市内動物病院一覧

| | |
|----------------|------------------------|
| アリス動物病院 | 上柏田4-1-17 ☎873-8300 |
| 牛久どうぶつ病院 | 南1-44-25 ☎873-7451 |
| D&C獣医科クリニック | 猪子町832-5 ☎893-4011 |
| 関根獣医科(往診専門) | ☎874-2667 |
| アルバどうぶつ病院 | 神谷6-2-8 ☎874-8760 |
| かわい動物病院 | 中央1-2-9 ☎872-9327 |
| ひたちのうしく動物病院 | ひたち野西3-17-11 ☎801-2828 |
| ひたち野東アニマルクリニック | ひたち野東4-31-1 ☎830-8866 |

(順不同)

狂犬病とは

狂犬病ウイルスによる感染症で、人の場合、感染動物(主として犬)に噛まれることによって唾液から感染し、長い潜伏期の後に発症します。発症してしまうと有効な治療法はなく、ほぼ100%死亡します。現在日本では狂犬病の発生は確認されていませんが、世界では年間5万人以上が死亡しており、日本への侵入リスクは皆無ではありません。**飼い主の方は、社会に対する責務として、犬の登録と年1回の狂犬病の予防注射を必ず行ってください。**



厚生労働省ホームページ
狂犬病 厚労省 🔍 検索

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】月～金曜日

(午前9時～正午/午後1時～4時)

問 牛久市消費生活センター

☎830-8802



クリーニング・オフは不意打ち性の高い勧誘等で結んでしまった契約を、一定期間内なら無条件で解約できる制度です。Aは店頭、Bは通信販売で不意打ち性はなく、本人の意思で契約しているため、クリーニング・オフの適用はありません。

【解説】正解はC

- ① クリーニング・オフができる取引はどれ？
A デパートで買ったコート。
B TVショッピングで買ったフライパン。
C 3日前、訪問販売で買った浄水器。

【解説】正解はB

- ② 未成年者が行った契約、取り消しができるのはどれ？
A 小遣いで買った3000円のTシャツ。
B 親権者の同意を得ないで契約した20万円のバイク。
C 20歳であると自ら偽って契約した美顔エステ。

未成年者とは20歳未満(2022年4月1日からは18歳未満)の者をいいます。親権者の同意のない未成年者契約は、親権者、または本人のどちらからでも取り消すことができます。なお、婚姻をすると成人に達したものとみなされます。
A：親権者から許された小遣いの範囲でした契約は取り消すことはできません。
C：未成年者が詐術を用いた契約は取り消すことができません。

契約クイズー正解はどれでしょう